

事 務 連 絡
令和2年5月26日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる
患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

現在、新型コロナウイルス感染症患者在各地域で発生しているところであり、感染が疑われる患者に対しては、帰国者・接触者相談センターや保健所、かかりつけ医に相談の上、帰国者・接触者外来を受診していただくよう要請しているところです。

こうした感染が疑われる患者に対しては、外出を避けるよう求めているところですが、患者が受診した帰国者・接触者外来、医療機関（以下、「帰国者・接触者外来等」という。）において、感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について、以下のとおりとりまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いします。

記

1. 帰国者・接触者外来等の医師は、新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する際に、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、患者が薬局に来局せずに、薬局の薬剤師による電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けることが適切であると判断す

る場合は、患者に対して、当該事務連絡に基づく対応ができる旨説明すること。

2. 1. により、患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を希望せず、薬局における対面での服薬指導等を希望する場合においては、感染拡大を未然に防止する観点から、帰国者・接触者外来等の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること。